



## 学校において生じる可能性のある犯罪行為等 ③

(文部科学省HPより)

本校での定期的ないじめのアンケートでは、馴れ合いの中で「冷やかしたりからかわれたりした」「軽く叩かれたり蹴られたり、押されたりした」といった項目が、比較的多いです。

そうした馴れ合いの中での軽はずみな行為が、状況によっては犯罪行為につながりかねないということを知っていかなくてはなりません。些細なことであっても人の嫌がるようなことをしないという自覚を一人一人が持ち、自分の行為に責任ある生活を送ってもらいたいです。私たちは、日光中生の全員が嫌な思いをすることなく、楽しい学校生活が送れるようにしていきたいと考えています。それには、生徒一人一人の当事者意識が不可欠です。傍観者や観衆とならず、友だちに言ったり、親に言ったり、先生に言ったりすることができるよう、保護者の皆様もお声かけをお願いいたします。

### ○冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

【事例】学校に来たら危害を加えると脅す。

#### →脅迫罪（刑法第222条）

- 第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。
- 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

#### →名誉毀損罪、侮辱罪（刑法第230条、231条）

【事例】校内や地域の壁、掲示板等に実名を挙げて、「万引きしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。

- 第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無に関わらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。
- 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。
- 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

【返信欄】